

返戻金の取扱い

短期退職時の紹介手数料の取扱い

1. 契約に基づき甲が採用した丙が、自己の意思により、又は就業規則違反等の丙の責に帰すべき事由により、短期退職した場合には、乙は、甲から支払われた紹手数料及びその消費税相当額について、次の割合で計算された金額を甲に払い戻すこととする。
 - ・入社後1ヶ月未満で退職した場合 紹介手数料の70%
 - ・入社後3ヶ月未満で退職した場合 紹介手数料の50%
2. 丙が、専ら甲の都合により短期退職をすることとなった場合は、紹介手数料及びその消費税相当額の返戻は行わないものとする。なお、当該退職が甲の支払い前であっても、甲の支払債務は消滅しないものとする。